

「国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会」審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成28年度第3回国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成28年12月16日（金）に開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」（平成23年3月25日設置）において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第3回 国立研究開発法人がん研究センター契約監視委員会（概要）

- 開催日及び場所 平成28年12月16日（金）国立がん研究センター第5会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 小野 高史（監事 ※委員会委員長）
増田 正志（監事）
長崎 武彦（公認会計士）
加藤 一郎（弁護士）
小林 広（監査室長 ※委員会事務局）
横山 顕一郎（監査専門職 ※委員会事務局）
 - ・ 契約担当者 総務部長、財務経理部長、事務部長、財務経理課長、調達企画室長、
経理室長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

（今回は、平成20年度を平成27年度に、平成19年度を平成26年度にそれぞれ読み換えるものとする）

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。（今回は、平成21年度を平成28年度に読み換えるものとする）

○ 審議概要

1) 平成28年度第2回契約監視委員会（9月30日）における指摘事項の確認

- ・サイバーナイフシステム保守業務における価格交渉の記録を確認した。今後、提示価格等の必要事項が常に記録されるよう交渉記録の様式を定め、監査室へ提出すること。
- ・自動精算機・会計表示システム保守について、24時間対応は必要ではないので、至急に契約内容を見直し、その結果を監査室へ提出すること。
- ・医師主導治験について、別案件の契約4件が1件の契約として委員会に提出されていた。この4件はそれぞれ別案件として随意契約リストに整理して、再度監査室へ提出すること。
- ・会計検査院報告「独立行政法人における民間委託の状況について」で指摘された、総合評価落札方式における加点評価の履行を契約書上に反映させて担保することについては、今後の全契約において契約書等に反映されていることを確認すること。
- ・がん集学的治療多施設共同臨床試験支援業務委託契約について、毎年必ず契約内容に基づいた検収を行い、清算条項適用の有無にかかわらず検収結果は証跡として残しておくこと。今年度の検収結果を監査室へ提出すること。
- ・電力供給契約にかかる契約額の減少理由として、市場価格の下落分、業者選択による効果分を明確にして、今後の契約更改に向けて整理しておくこと。

2) 平成28年度における随意契約の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成28年度随意契約38件について確認した。
- ・No. 147東病院のDPC影響率調査契約については、中央病院も別に契約していたが、契約監視委員会に付議されていなかった。今後は漏れが起きない方法を検討し、監査室へ報告すること。
- ・随意契約リストの記載漏れや誤りが多いので、内容をよく確認のうえ提出すること。

3) 平成28年度における一者応札の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成28年度一者応札契約13件について確認した。
- ・No. 69 遺伝子発現解析用キットの契約金額が、予定価格に対して64.3%と異常に安い。予定価格の設定方法について再度確認し、監査室へ報告すること。
- ・No. 71 都道府県がん登録室外部監査業務委託契約について、契約審査委員会の審議時期、公募型企画競争における選定委員会の議事録及び、監査体制、監査内容、監査報告、委託先法人の定款、組織、収支状況のわかる資料を監査室へ提出すること。

4) 一者応札・応募等事案のフォローアップについて

- ・事前提出資料により、平成28年度一者応札フォローアップ票1件について確認した。

5) 前回（9月30日）に修正指示した一者応札・応募等事案のフォローアップ票の確認

- ・案件番号28における「契約監視委員会のコメント」の内容は、今回の再提出を受け、委員会が決定した内容に修正すること。

6) 平成 28 年度契約審査委員会の審議状況について

- ・ No7 構内 PHS 用交換機賃貸借について、前回の契約期間と契約金額を、監査室へ報告すること。
- ・ No5 電気設備改修工事契約（12 億円）について、契約審査委員会の審議だけで、その前の実質的な審議がなされていない。施設整備委員会又は関係委員により、財政状況、優先度、予算（返済）計画、整備期間・方法等を事前に充分審議し、その上でセンター全体として判断をしなければならない。具体的な実施方法をよく検討し、次回の契約監視委員会で報告すること。
- ・ No1 EDC システム構築（1500 万円）について、昨年度に同様のシステムを構築したが使用されておらず、資産計上だけされているが、今後このような事態を発生させない為の対応方法及び、今後の会計処理方法について、次回の契約監視委員会で報告すること。

7) 業者支払い状況について

- ・平成 28 年 7 月～9 月における支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 89.2%）について確認した。

以 上